

1. 議事日程（令和8年第1回北広島町議会定例会）

令和8年3月9日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第3号	北広島町手話言語条例
日程第5	議案第4号	北広島町課設置条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第5号	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
日程第7	議案第6号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第7号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第8号	北広島町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第9号	北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第10号	北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第11号	北広島町工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第12号	北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第13号	北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第14号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第15号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第16号	指定管理者の指定について
日程第18	議案第17号	北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第19	議案第18号	町道の路線の認定について
日程第20	議案第19号	工事請負契約の締結について (北広島町子ども第三の居場所開設工事)
日程第21	議案第20号	工事請負契約の変更について (豊平ウイング屋根改修工事)
日程第22	議案第21号	工事請負契約の変更について (大朝小学校校舎大規模改修工事)
日程第23	議案第22号	工事請負契約の変更について (北広島町大朝小学校体育館・大朝学校給食共同調理場解体工事)
日程第24	議案第23号	令和7年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第25	議案第24号	令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第25号	令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第26号	令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）

日程第28	議案第27号	令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第3号）
日程第29	議案第28号	令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第30	議案第29号	令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第31	議案第30号	令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第32		施政方針
日程第33	議案第31号	令和8年度北広島町一般会計予算
日程第34	議案第32号	令和8年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第35	議案第33号	令和8年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第36	議案第34号	令和8年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第37	議案第35号	令和8年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第38	議案第36号	令和8年度北広島町診療所特別会計予算
日程第39	議案第37号	令和8年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第40	議案第38号	令和8年度北広島町下水道事業会計予算
日程第41	発議第2号	予算審査特別委員会の設置について
日程第42	同意第1号	北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第43	同意第2号	北広島町教育委員会委員の任命の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	亀岡純一	2番	宮本裕之	3番	坂本伸次
4番	石坪隆雄	5番	佐々木正之	6番	伊藤淳
7番	中村忍	8番	沼田真路	9番	伊藤立真
10番	泉田暁彦	11番	敷本弘美	12番	湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	藤井尚志	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江

議会事務局主任 大内由美子

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中村議員、8番、沼田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日3月9日から25日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの17日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりです。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第199条第9項

の規定により定例監査の結果報告書、及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。結果報告書は配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。副町長。

○副町長（畑田正法） 令和8年3月定例会における行政報告をいたします。まず、4ページをお願いいたします。総務課の関係であります。エスコ事業、施設のLED化事業でございます。令和6年度、LED化を実施いたしました。削減効果として5ページにありますけれども、30施設、想定削減額は3961万9800円となっております。この削減額と10年間の債務負担額、取替額との相殺等、引き続き効果の検証を続けてまいります。続いて10ページをお願いいたします。財政政策課の関係です。企業版ふるさと納税、令和8年2月10日現在で26件、4210万円の寄附をいただいております。続きまして14ページをお願いいたします。まちづくり推進課の関係です。定住促進事業として各種の取組を行っております。11月から1月までの実績でございますけれども、空き家情報バンク、成約件数が4件、空き家活用定住促進事業補助金が1件、Uターン奨励金が1件、北広島町お試しステイ支援事業補助金が1件の4人泊の実績でございます。また、ふるさと寄附金につきましては、令和8年1月31日現在で延べ件数3037件、総額として1億9681万8500円となっております。前年度対比として111.2%となっております。17ページをお願いいたします。スポーツ推進対策事業であります。どんぐりソフトテニスクラブの実績報告でございます。第9回アジアソフトテニス大会でのメダル獲得、第80回天皇賜杯・皇后賜杯での優勝につきまして、12月17日に県議会議長表敬訪問をしております。また、12月22日にまちづくりセンターで報告会、12月25日に県知事の表敬訪問をして報告をしております。続きまして23ページをお願いいたします。福祉課の関係であります。国の交付金を活用した介護施設等物価高騰対策支援金といたしまして、入所系、通所系、訪問系事業所62か所に1544万9970円の支給をしております。25ページをお願いいたします。こども家庭課の関係であります。同じく国の交付金を活用した物価高対応子育て応援手当事業としまして、子ども1人当たり2万円、支給者数1059人に支給をしております。また保育施設等物価高騰対策支援金としまして保育所1か所、認定こども園7か所に81万1040円の支給をしております。子ども第三の居場所づくり事業につきましては、2月13日に公開型のプロポーザルをして、社会福祉法人さくら福祉会を運営委託業者として選定をいたしました。続きまして31ページをお願いいたします。町内火葬場を千代田地域慈光苑に集約することに伴う火葬場の待合室改修工事を実施しております。また、カーボンニュートラル推進事業としまして、ゼロカーボントウン推進加速化事業補助金を32ページでございますけれども、設備別申請状況を記載をしております。84件の3833万3000円の執行見込額となっております。34ページをお願いいたします。農林課の関係であります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございます。畜産事業者に対する暑熱対策費用の支援、和牛農家物価高騰対策、米生産農家に対する物価高騰対策事業につきまして、それぞれ交付予定者を記載をしております。またスマート農業実証試験事業でございます。豊平地域で行ってまいりましたスマート農業技術実証試験の内容につきまして、各地域4地域で報告会を行っております。37ページをお願いいたします。同じく国の交付金を活用した商工業振興対策事業でございます。1人1万円の商品券を5月に配布予定としております。この準備に取りかかっております。また観光振興対策事業につきまして、38ペ

ージでございます。ウズベキスタン神楽公演事業、2月25日から3月3日で、町内選抜神楽団による神楽公演を実施してまいりました。以上でございます。教育課の関係につきましては教育長から報告をいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 続いて教育課よりご報告いたします。43ページをお願いいたします。学校教育活動については下から4つ目の丸でございますが、令和7年度北広島町スキー実技研修兼第2回北広島町初任者研修会を1月16日ユートピアサイオトで行いました。今年の初任者は2名ですので、2名とも参加をしております。同じく一番下の丸、コミュニティスクール、学校運営協議会ではありますが、以下のようにそれぞれ実施をしております。続いて44ページをお願いいたします。安全・安心な学校施設、大朝小学校校舎大規模改修工事、続いて、大朝小学校体育館・大朝学校給食共同調理場解体工事、同じく豊平学園第2校舎トイレ改修工事をそれぞれそこに書いてありますように実施をしています。通学路交通安全プログラムでは、通学路安全推進会議、警察、道路管理者、町、学校、町教育委員会、PTA代表者、民生委員児童委員代表者等の参加を得て、2月17日の火曜日、北広島町内15か所で実施をしております。一番下をご覧ください。北広島町二十歳のつどい、1月11日、交流センター紫の里で実施をいたしました。対象者186人のうち127人の参加を得ております。45ページをお願いいたします。北広島町のふるさと夢プロジェクト事業ですが、町内就職者のお祝いの会を町内の3高校の卒業生ではありますが、1月15日に行いました。対象者9人のうち7人が出席をしております。今年から食事会に変わってスーツ券をお祝いに渡すように変えております。あとはご覧になってください。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第3号 北広島町手話言語条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第3号、北広島町手話言語条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第3号につきまして概要を説明します。議案集の5ページをお願いします。議案第3号、北広島町手話言語条例について。本案は、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、手話言語の認識の普及を図るため、条例の制定について町議会に提案するものです。以上詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第3号、北広島町手話言語条例について福祉課からご説明いたします。議案集5ページをお願いします。今回提案させていただきました北広島町手話言語条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び普及並びに地域において使用しやすい環境を構築することに関し、基本理念を定めています。また、その基本理念に基づき、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町が施策を推進することにより、全ての町民が聴覚の有無によって分け隔てられることなく共生することができる地域社会を実現することを目的に本条例を新設するものです。本条例の策定に当たっては、広島県ろうあ連盟

からのご意見をいただき、条例制定の背景や目的、制定理由などを説明した全文を入れた条例となっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第 4 号 北広島町課設置条例の一部を改正する条例から

日程第 10 議案第 9 号 北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第 5、議案第 4 号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例から、日程第 10、議案第 9 号、北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上 6 議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第 4 号から議案第 9 号につきまして一括して概要を説明します。議案集 8 ページをお願いします。議案第 4 号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、行政組織及び機構の見直しに伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の 11 ページをお願いします。議案第 5 号、職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、関係条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の 21 ページをお願いします。議案第 6 号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町国民健康保険税の税率等の改正に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の 33 ページをお願いします。議案第 7 号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、広島県が県内市町に移譲している生活衛生の事務権限の一部を広島県へ返還するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の 37 ページをお願いします。議案第 8 号、北広島町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、火葬場整備基本計画に基づく浄寿苑及び光寿苑の廃止に伴う関係条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の 39 ページをお願いします。議案第 9 号、北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は延滞金の規定について都市計画法の規定を引用することに伴う条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議案第 4 号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集 8 ページをお願いいたします。本条例は、新たに農地整備課を設置することにより行政組織及び機構の見直しについて、条例の一部改正を行うものです。第 1 条において、農林課の再ほ場整備準備室から新たに農地整備課として設置すること、第 2 条において、農地整備課の事務分掌について所要の改正を行っております。続いて議案第 5 号、職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の 11

ページをお願いいたします。本条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員の旅費の種類、支給額、支給方法等の見直しについて関係条例の一部改正を行うものです。第1条、職員の旅費に関する条例の一部改正では、旅費相当額の支払い先に旅行役務提供者の新設を、またこれまで定額であった宿泊料を上限付き実費支給とするもの、さらに交通費及び宿泊料が一体となったパックによる請求を包括宿泊料として新設し、支給可能とできるようにしています。議案集16ページをお願いいたします。第2条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、費用弁償の条文に包括宿泊料を追加しております。同じく議案集16ページ、第3条、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正では、実費弁償の条文に包括宿泊料を追加し、別表の宿泊料の定額を上限額に変更し、包括宿泊料を追加しております。議案集18ページをお願いいたします。第4条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正では、旅費の条文に包括宿泊料を追加し、別表第2の宿泊料の定額を上限額に変更し、包括宿泊料を追加しております。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 議案第6号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について税務課からご説明申し上げます。議案書は21ページから31ページです。議案書と一緒に配付しておりますA4資料に基づいて、主な内容を説明させていただきます。なお、1から3の見出しの後に括弧書で対象の条文を示しております。1点目は、税率等の改正です。北広島町の国民健康保険の事業運営に必要な額に税率等を改正するものです。表中の改正後の欄に太字で示しておりますが、基礎課税額の所得割額以外について、税率、税額の改正を行います。2月5日開催の北広島町国民健康保険事業の運営に関する協議会において改正案を諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。2点目は、国民健康保険税の減額の関係です。低所得世帯の負担軽減のため、所得に応じて均等割額と平等割額を一定割合軽減する制度において、税率等の改正に伴い減額する数値の改正をしております。3点目は、子どもに係る均等割額の減額です。子育て世帯の負担軽減のため、未就学児に係る均等割額の5割を公費により軽減するもので、税率等の改正に伴い、未就学児減額分の数値の改正を行っております。以上がこのたびの改正内容でございます。なお、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、令和8年度から医療保険の保険料と合わせて子ども・子育て支援納付金を納めることになり、国民健康保険税においても、新たに子ども・子育て支援納付金課税額が追加されることとなりますが、課税限度額と軽減判定所得の基準額の見直しと合わせて年度末に予定されている地方税法等の一部改正の公布後に専決処分に対応をさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第7号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について環境生活課からご説明申し上げます。議案集33ページから36ページです。本案は、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例が令和8年4月1日から施行されることに伴い、平成20年度から本町が執行してきました生活衛生関係事務の一部を広島県に返還し、関係する事務に係る手数料について、本条例の一部を改正するものでございます。続きまして、議案第8号、北広島町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集37ページから38ページでございます。本案は、令和5年度に策

定した北広島町火葬場整備基本計画に基づき、町内の火葬場を集約し、芸北地域と豊平地域にある火葬場を廃止することに伴い、条例第2条に規定する当該2施設を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。続きまして、議案第9号、北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集39ページから40ページです。本案は、都市計画法受益者負担金の延滞金に関する規定を引用し、第10条に定める延滞金についての利率を明記することで事務を円滑に行うため、本条例の一部を改正するものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上6議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第10号 北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例から

日程第16 議案第15号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第10号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例から、日程第16、議案第15号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上6議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第10号から議案第15号につきまして一括して概要を説明します。議案集の42ページをお願いします。議案第10号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、社会情勢による物価上昇に伴い使用料を変更するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の45ページをお願いします。議案第11号、北広島町工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、他市町との均衡を図る目的で、緑地面積率と環境施設面積率の基準を見直すため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集48ページをお願いします。議案第12号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、学校教育施設として開放する施設内容の整理に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集55ページをお願いします。議案第13号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、大朝放課後児童クラブの設置場所を変更することに伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集58ページをお願いします。議案第14号、北広島町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集63ページをお願いします。議案第15号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、火災予防条例（例）の一部改正に伴う条例の一部改正について、町議会に提案するものです。詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 議案第10号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について商工観光課からご説明いたします。議案集の42ページをお願いいたします。本条例は、北広島町大朝運動公園内の宿泊研修センターにおける貸室、シャワー室などの

利用料金について昨今の社会情勢や原油価格など物価高騰に対応しつつ、施設を効率的に運営していく目的で利用料金を改定するものです。続きまして、議案第11号、北広島町工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集45ページをお願いいたします。本条例は、工場立地に伴う緑地及び環境施設面積の敷地面積に対する割合について企業誘致の際に不利になることがないように、他市町との均衡を図る目的で率、割合を改めるものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案第12号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について教育課からご説明いたします。議案集48ページをお願いします。提案の理由でございますが、条例に規定されている旧雄鹿原小学校、雲月小学校、美和小学校、新庄小学校、川迫小学校につきましては既に閉校し、学校教育施設としての用を供しない施設であるため条例から削除し、あわせて、水泳プールにつきましては開放を行わないため削除いたします。また、今年度の大朝小学校体育館解体に伴い、大朝中学校体育館を大朝小中学校体育館とするよう改正を行うものです。続きまして、議案第13号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。議案集55ページをお願いします。提案の理由でございますが、昨年度の新庄小学校と大朝小学校の統合を機に児童の利便性を図るため、大朝放課後児童クラブの設置場所を現在の新庄集落センターから今年度改修を行っております大朝B&G海洋センターに移転するよう改正を行います。あわせて定員をスペースの関係から55人から40人に変更するものです。移転につきましては今年の6月を予定をしています。また、このたびの改正に合わせまして、義務教育学校豊平学園を設置したことに伴う所要の改正を行います。この条例は、公布の日から施行し、大朝放課後児童クラブの移転に係る項目につきましては、令和8年6月1日から施行します。続きまして、議案第14号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。議案集58ページをお願いします。提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、事業所における各事業所の活動内容や取組を踏まえた安全計画の策定、訓練の実施、保護者への周知の義務づけを、また事業者が利用者の移動のために自動車を運行する際、点呼その他の方法による利用者の所在確認が義務化されたため改正を行います。あわせて感染症や非常災害時における業務継続計画の策定等の努力義務化、また感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、訓練、研修の実施の努力義務化を定める一部改正を行います。なお、この条例は公布の日から施行します。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 議案第15号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例について消防本部からご説明申し上げます。議案集63ページから67ページでございます。主な改正の内容は、火災予防条例第7条の2、7条の3、30条の7、45条でございます。改正に至った経緯でございますが、屋外などのテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要性が生じていることから、可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取扱に関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準についての一部改正に伴い、条例の制定に関する基準を定める省令の一

部を改正する省令が改正されたため所要の改正を行うものでございます。この条例は、令和8年3月31日から施行するものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上6議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第16号 指定管理者の指定についてから

日程第19 議案第18号 町道の路線の認定について

○議長（湊俊文） 日程第17、議案第16号、指定管理者の指定についてから、日程第19、議案第18号、町道の路線の認定についてまでを一括議題とします。以上3議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第16号から議案第18号につきまして一括して概要を説明します。議案集68ページをお願いします。議案第16号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものです。議案集70ページをお願いします。議案第17号、北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について説明します。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本町の総合的かつ計画的な対策を実施するために必要である北広島町過疎地域持続的発展計画、令和8年度から令和12年度のものですが、これを策定するため、町議会の議決を求めるものです。議案集の72ページをお願いします。議案第18号、町道の路線の認定について説明します。本案は、民間分譲宅地開発事業に伴い設置された道路を認定道路とするため、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議案第16号、指定管理者の指定について、総務課からご説明申し上げます。議案集68ページをお願いいたします。本条例は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により町議会で議決を求めるものです。指定する施設は美和東文化センター以下4施設です。全ての施設を非公募として選定したもので、指定管理者となる団体及び指定期間は、いずれも記載のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第17号、北広島町過疎地域持続的発展計画の策定について財政政策課からご説明申し上げます。議案集の70ページをお願いいたします。令和3年に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨を踏まえ、本町において総合的かつ計画的な対策を実施するため策定しております北広島町過疎地域持続的発展計画につきまして、令和7年度で計画期間が終了となることから、引き続き、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指し、令和8年度から令和12年度の計画期間で、新たに北広島町過疎地域持続的発展計画を策定するため本議会へ提案するものでございます。ご審議のほど、どうぞよろしく

お願いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 議案第18号、町道の路線の認定について、建設課からご説明申し上げます。議案集72ページ、73ページをお願いいたします。路線番号33651、町道中頼信南2号線の起点・終点、延長につきましては記載のとおりです。議案第18号の資料をお願いいたします。提案理由としましては、役場本庁南側の冠川沿いに民間分譲宅地開発事業に伴い設置され、完成後に町へ移管することで合意をしていた道路を認定道路とするものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第19号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第20、議案第19号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第19号につきまして概要を説明します。議案集74ページをお願いします。議案第19号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、北広島町子ども第三の居場所開設工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 議案第19号、工事請負契約の締結について、こども家庭課からご説明いたします。議案集74ページをお願いします。1、工事名、北広島町子ども第三の居場所開設工事。2、工事場所、北広島町有田495番地1。3、工期、議会議決の日の翌日から令和8年6月30日まで。4、請負金額6490万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額590万円。5、請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店、支店長小泉義則。提案理由ですが、令和8年1月28日に一般競争入札の告示、2月18日に開札を行い、1社の応札がありました。2月25日、仮契約を締結しております。本工事は、北広島町子ども第三の居場所を整備するに当たり実施するもので、工事内容は、北広島町人権総合センター内にあります平成2年築の鉄骨造り2階建ての建物を改修し、キッチン、シャワー室、トイレ、更衣室、活動室、事務室、空調などを新たに整備するものでございます。工事の執行に当たりましては、施設利用者の安全確保を第一に実施し、昨今の物価高騰に対応するため、早急に資材確保を図るとともに、円滑な工事実施に努めてまいりたいと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。約6500万円の事業費で工期が約4か月弱ということでございますけども、この改修工事でありますけども、働き方改革の推進のための工期

設定の基本的な考え方の改正がありましたが、これらに沿った適正な工期になっているか、伺いをします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 工期につきましては業者とも話をさせていただいております。現在のところ6月30日までには完了できるというふうに工事業者からも伺っております。そういったことで今の現在の予定では6月30日を目指してやっていくというふうに思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第19号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第20号 工事請負契約の変更についてから

日程第23 議案第22号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第21、議案第20号、工事請負契約の変更についてから、日程第23、議案第22号、工事請負契約の変更についてまでを一括議題とします。以上3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第20号から議案第22号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の76ページをお願いします。議案第20号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、豊平ウイング屋根改修工事について工事を実施した結果、履行期限を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集78ページをお願いします。議案第21号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、大朝小学校校舎大規模改修工事について工事を実施した結果、請負金額を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集80ページをお願いします。議案第22号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、北広島町立大朝小学校体育館・大朝学校給食共同調理場解体工事について工事を実施した結果、請負金額を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては各担当から説明をいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第20号、工事請負契約の変更について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集76ページをお願いいたします。1、工事名、豊平ウイング屋根改修工事、2、工事場所、北広島町都志見。3、履行期限、令和8年3月31日。4、

変更履行期限、令和8年8月31日。5、請負金額1億4080万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1280万円。6、請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店、支店長小泉義則。当該工事は、令和7年12月4日に仮契約を締結し、12月議会で承認をいただき本契約となったもので、このたび標準工期を考慮し、履行期間を変更して実施する必要があるため、議会へ上程するものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案第21号、工事請負契約の変更について教育課からご説明します。

議案集78ページをお願いします。1、工事名、大朝小学校校舎大規模改修工事。2、工事場所、北広島町大朝4676番地1。3、変更請負金額1億7773万2500円。4、今回変更による増額723万2500円。5、請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店、支店長小泉義則。提案の理由でございますが、令和7年3月より大朝小学校の校舎外部及び内部の改修工事を実施しており、この3月末に完成の見込みで工事を進捗する中で生じた変更について、今議会において議会の議決を求めるものです。工事内容は、屋根外壁改修、トイレ改修の洋式化、各教室改修、天井、壁、床であり、主な変更理由は、解体する隣接調理場の空調設備の有効活用を図り、校舎内の空調設備が未設置である教室に設置を行ったためでございます。続きまして、議案第22号、工事請負契約の変更について説明します。議案集80ページをお願いします。1、工事名、北広島町立大朝小学校体育館・大朝学校給食共同調理場解体工事。2、工事場所、北広島町大朝4676番地1ほか。3、変更請負金額9518万8500円。4、今回変更による増額1445万7000円。5、請負者、広島県山県郡北広島町有田3413番地、株式会社ジール代表取締役薮茂樹。提案の理由でございますが、令和7年6月より大朝小学校体育館及び大朝学校給食共同調理場の解体工事を実施しており、3月末に完成の見込みで、工事を進捗する中で生じた変更について今議会において議会の議決を求めるものでございます。工事内容は、体育館、調理場の解体、外構工事、渡り廊下改修でありまして、主な変更理由は、建物解体後の近隣住宅への防じん、防音対策及び除雪作業や除草作業、路面補修等の長期的な維持管理を考慮し、解体後の仕上りを砕石舗装からアスファルト舗装へ変更したためでございます。以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議採決を行います。暫時休憩を取ります。11時15分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 03分 休 憩

午前 11時 15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第23号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第7号）から

日程第31 議案第30号 令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 再開します。日程第24、議案第23号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第7号から、日程第31、議案第30号、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第3号までを一括議題とします。以上8議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和7年度補正予算の概要について一括して説明します。令和7年度予算書、令和7年度一般会計予算補正第7号をお願いします。議案第23号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第7号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9500万円を減額し、予算の総額を168億7500万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、国の補正予算第1号による事業の実施のほか、町道等除雪委託料の増額及び令和7年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。繰越明許費補正は、第2表に事業別に追加11事業を、債務負担行為補正は、第3表に追加7件を、また地方債補正は、第4表に目的別に計上しております。次に令和7年度国民健康保険特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第24号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億500万円を減額し、予算の総額を19億8900万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、一般被保険者療養給付費の減額のほか、令和7年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。債務負担行為は、第2表に1件を計上しております。次に、令和7年度介護保険特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第25号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2000万円を減額し、予算の総額を29億8000万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、施設介護サービス給付費の減額ほか令和7年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。繰越明許費は、第2表に1事業を計上しております。次に、令和7年度電気事業特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第26号、令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1300万円を減額し、予算の総額を5400万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、電気事業における取水堰の進入路開設委託料の減額のほか、令和7年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。次に、令和7年度芸北財産区特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第27号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、予算の総額を750万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、売払いにより発生した財産収入を芸北財産区基金に積み立てるための補正を行っております。次に、令和7年度診療所特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第28号、令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ360万円を減額し、予算の総額を1億5740万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、一般職員給与費の減額のほか、令和7年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。次に、令和7年度後期高齢者医療特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第29号、令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、予算の総額を3億8590万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額等の補正を行っております。次に、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算書第3号の3ページをお願いします。議案第30号、令和7年度北広島町下水道事業会計補

正予算第3号です。本案は収益的収入において、既決の収入予定額に883万円を追加し、収入予定額を10億4250万円とし、収益的支出において既決の支出予定額から334万9000円を減額し、支出予定額を10億2900万円とするものです。資本的収入においては、既決の収入予定額から5980万円を減額し、収入予定額を2億260万円とし、資本的支出においては、既決の支出予定額から4951万4000円を減額し、支出予定額を5億4800万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、令和7年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては各担当から説明をいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第23号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第7号につきまして財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和7年度3月補正予算の概要及び主要施策をお願いいたします。今回の補正における編成上のポイントとしましては、担い手確保・経営強化支援事業を活用した担い手の支援、地域未来交付金、地域防災緊急整備型を活用した避難生活環境の向上と通信体制の整備、そして町道等の除雪による町内生活道路等の安全確保、そのほか令和7年度事業の実績に基づく精算等により、一般会計の補正額は9500万円の減額補正で、補正後の予算額は168億7500万円となっております。本ページ下段には、一般会計、特別会計における当初予算からの補正の状況、累計額などを掲載しております。次のページのⅢ、3月補正予算、主要施策等一覧表をお願いいたします。今回補正を行う主な事業につきまして、第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載をしております。表の右端には予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧ください。それでは内容について説明をいたします。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、担い手育成総合支援事業における土壌改良等工事請負費等の減、担い手確保・経営強化支援事業補助金の増、合わせて774万5000円の追加などや、中山間地域等直接支払制度における交付金1598万9000円、水田農業推進対策事業における産地パワーアップ事業補助金等669万円、有害鳥獣駆除事業における被害防止協議会等補助金等2144万2000円、環境貢献林整備事業における補助金等1210万6000円、公有林整備事業における造林事業委託料880万円の減額などを、施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、私立保育所運営事業における運営委託料の減、認定こども園施設型給付費負担金の増、合わせて7036万8000円の追加などを、施策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、社会福祉一般事業における社会福祉協議会補助金等1024万7000円の減額などを、施策分野Ⅳ 生活基盤の強化・強靱化では、バス運行事業における地方バス路線維持費補助金等1291万5000円、道路維持修繕事業における町道等除雪委託料の増、町道維持修繕工事請負費の減、合わせて7200万円、防災事業におけるJアラート機器等更新委託料の減、避難所環境整備に係る備品購入費の増、合わせて850万2000円の追加などや、新エネルギー等普及啓発事業におけるゼロカーボントウン推進加速化補助金等3206万7000円、国土調査事業における地籍調査委託料等1970万2000円の減額などを。施策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、減債基金費における基金積立金2825万円、特定目的基金費における森林環境譲与税基金等1180万4000円の追加などを。また、その他、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した賦課徴収管理事業における定額減税補足給付金不足額給付1550万円、商工振興対策事業における地域経済活性化キャッシュレス推進事業

委託料100万円の減額などを計上しております。なお、一覧表中に資料と記載しております事業につきましては、事業目的、事業概要などの説明資料を次ページ以降に添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。次に、補正予算書8ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございます。記載をしております2款総務費から9款消防費までの11事業を追加し、地方自治法第213条の規定により、令和8年度へ繰越しをするものでございます。次に補正予算書9ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございます。北広島町行政業務包括委託料をはじめ追加7事業を計上しております。次に、補正予算書10ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、一般補助施設整備等事業債、一般単独事業における一般単独事業債、緊急自然災害防止対策事業債の増額はあるものの、災害復旧事業債、一般単独事業における緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債及び過疎対策事業債の減額により、補正後の借入限度額を総額で15億1430万円とするもので、補正前より1920万円の減額となります。以上で財政政策課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第24号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書98ページ、99ページをお願いします。1款1項1目一般管理費235万円の減額は人件費の補正になります。2款1項1目一般被保険者療養給付費の2億円の減額と2款4項1目出産育児一時金の200万円の減額は、給付実績によるものです。次のページをお願いします。3款1項1目一般被保険者医療給付費分は財源更正になります。5款1項1目特定健康診査等事業費の107万3000円の減額は、委託料の事業費精算になります。5款3項健康管理センター事業費については、充当先の財源更正になります。次のページをお願いします。6款1項1目財政調整基金積立金は80万8000円増額します。8款1項1目一般被保険者保険税還付金は、実績見込みに基づき47万円を減額します。8款2項1目直営診療施設勘定繰出金の8万5000円の増額は、国保へき地直営診療所の運営費の事業実績によるものとなります。次に歳入の事項別明細書94ページ、95ページをお願いします。3款1項県負担金・補助金を2億430万7000円減額します。そのうち普通交付金の減額は、歳出で説明しました一般被保険者療養給付費と出産育児一時金分で、特別交付金については本年度の交付実績に基づく減額になります。5款1項1目一般会計繰入金の355万7000円の減額は、基盤安定負担金や保健事業等の実績によるものになります。次のページをお願いします。5款2項1目財政調整基金繰入金は286万4000円を増額します。次に91ページ、第2表、債務負担行為をお願いします。健康管理システムクラウド利用料の標準システム利用増加追加分として、令和8年度から9年度において限度額を7万2000円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第25号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号について福祉課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書、予算書120ページ、121ページをお願いします。1款3項介護認定審査会費を120万円減額、これは介護認定審査会委員報酬及び主治医意見書作成料を実績見込みにより減額を行うものでございます。2款1項介護



サービス等諸費を9600万円減額、これは給付費を給付実績見込みにより減額するものでございます。次のページをお願いします。2款3項特定入所者介護サービス等費を700万円減額、2款4項介護予防サービス等諸費を700万円減額、いずれも給付費を給付実績見込みにより減額するものでございます。次のページをお願いします。4款1項介護予防生活支援サービス事業費を831万円減額、こちらも給付実績見込みにより減額するものでございます。4款2項一般介護予防事業費40万円減額、これは事業費の精算に伴い減額を行うものでございます。次のページをお願いします。4款3項包括的支援事業・任意事業費を79万4000円減額、こちらも各事業費の精算に伴い減額を行うものでございます。次のページをお願いします。7款1項償還金及び還付加算金を30万円減額、これは保険料還付金を実績見込みにより減額するものでございます。8款1項予備費100万4000円の減額は調整額です。次に、戻っていただきまして歳入の事項別明細書、予算書114ページ、115ページをお願いします。1款1項介護保険料を784万1000円を減額、3款1項国庫負担金を1375万6000円を減額、いずれも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分を減額するものでございます。3款2項1目調整交付金を43万5000円を減額、3款2項2目地域支援事業交付金を204万6000円を減額、こちらも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分を減額するものでございます。3款2項3目保険者機能強化推進交付金を171万円を増額、これは高齢者の自立支援重症化防止等に関する取組を推進するため、取組の達成状況を評価し、支援する交付金で、自治体の取組に対する財政的なインセンティブの国庫補助金でございます。3款2項4目保険者努力支援交付金を394万8000円を増額、こちらは介護予防、健康づくり等を重視する取組を重点的に評価し支援する交付金で、自治体の取組に対する財政的なインセンティブの国庫補助金でございます。次のページをお願いします。4款1項支払基金交付金を6345万8000円を減額、5款1項県負担金を2057万5000円を減額、5款2項県補助金を123万8000円を減額、いずれも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分を減額するものでございます。7款1項1目介護給付費繰入金を1625万円を減額、こちらも補正に伴う公費等の負担割合分を減額するものでございます。次のページをお願いします。7款1項3目地域支援事業繰入金を125万2000円を減額、こちらも公費の負担割合分を減額するものでございます。7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金を504万9000円を増額、これは国及び県からの補助金を実績に基づき繰入金を増額するものでございます。7款2項基金繰入金を385万6000円の減額、こちらは調整額です。次に、第2表、繰越明許費、予算書111ページをお願いします。1款4項計画策定委員会費、計画策定委員会事業を436万7000円を追加します。これは第10期介護保険事業計画策定業務を繰り越しするものです。以上で福祉課から説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第26号、令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号について農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計補正予算書138、139ページ、歳出事項別明細書をお願いいたします。2款1項1目電気事業費の事業費及び委託料につきましては、事業費の精算に伴い、それぞれ減額補正するものです。5款1項1目予備費につきましては、予算調整のため増額補正するものでございます。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、補正予算書136、137ページ、事項別明細書歳入をお願いいたします。1款1項1目使用料につきましては、秋の長雨等によります年間使用料増の見込みに伴い

ます増額補正を行うものでございます。3款2項1目基金繰入金につきましては、電気事業の精算額に伴いまして1660万円減額するものです。以上で農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第27号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第3号について、管財課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書148ページ、149ページをお願いします。2款1項1目の財産管理基金費について660万円を増額し、664万9000円とするものです。これは芸北財産区有林の立木伐採収入により、芸北財産区基金へ積み立てるものでございます。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書146ページ、147ページをお願いします。1款2項1目の財産売払収入につきまして660万円を増額し、660万1000円とするもので、立木売払収入によるものです。以上で管財課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 発言の訂正をお願いいたします。議案第25号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号の歳出において、ちょっと訂正のほうをお願いいたします。8款1項予備費100万4000円を減額と言いましたが、正確には増額です。すみませんが訂正のほうをお願いいたします。失礼しました。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第28号、令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書158ページ、159ページをお願いします。1款1項1目一般管理費80万5000円の減額は、雄鹿原診療所、八幡診療所の管理運営事業費の精算になります。2款1項1目医療用機械器具費59万9000円の減額は、八幡診療所の医療用酸素濃縮器借上料を減額するものになります。5款1項1目予備費の219万6000円の減額は調整によるものでございます。次に歳入の事項別明細書156ページ、157ページをお願いします。1款1項外来収入の818万7000円の減額は、それぞれの診療報酬見込みによるものでございます。4款1項他会計繰入金は、1目一般会計繰入金を450万2000円増額するもので、内訳は雄鹿原診療所が448万円、八幡診療所が2万2000円となります。2目国民健康保険特別会計繰入金は8万5000円増額いたします。これは国保直営診療所運営費の事業実績によるものでございます。続きまして議案第29号、令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。歳出の事項別明細書172ページ、173ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の395万9000円の減額は、保険基盤安定負担金の交付実績によるものになります。5款1項1目の予備費4万1000円の減額は調整によるものです。次に歳入の事項別明細書170ページ、171ページをお願いします。3款1項一般会計繰入金400万円の減額は、歳出で説明しました額のとおりとなりますが、1目事務費繰入金を4万1000円減額し、2目保険基盤安定繰入金を395万9000円減額いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第30号、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第3号について環境生活課からご説明申し上げます。令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算書

第3号の3ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正についてですが、実績見込みに基づき変更するものでございます。第3条、資本的収入及び支出の補正についてですが、令和7年度当初予算、第4条、本文括弧書の中を改めるもので、これは補正後に資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補うために、その補填財源についてそれぞれ実績見込みに基づく額に変更を行うものでございます。第2条並びに第3条の補正予算の詳細については、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算実施計画にてご説明いたします。4ページをお願いいたします。収益的収入及び支出につきまして、収入の部の1款1項1目下水道使用料を実績見込みに基づいて増額するものでございます。1款2項5目雑収入は、マンホールポンプへの落雷の保険料収入で、受取利息及び配当金、引当金戻入については実績見込みに基づき増額するものでございます。続いて支出の部、1款1項1目管渠費の増額は、マンホールポンプ備消費費などの増額、1款1項2目処理場費の減額は、維持管理委託料などの実績見込みに基づく減額、1款1項3目総係費の減額は、報償費の実績見込みに基づくものでございます。続きまして5ページ、資本的収入及び支出についてご説明いたします。収入の部の1款1項1目建設企業債の減額は実績見込みに基づくものでございます。1款3項1目国庫補助金並びに2目県補助金は、令和7年度に交付を受ける補助金の実績見込みに基づき減額するものでございます。1款4項1目受益者負担金並びに2目受益者分担金は、それぞれそれぞれ実績見込みに基づき増額するものでございます。続いて、支出の部の1款1項1目管渠建設事業費及び1款1項2目処理場建設事業費の減額は、令和7年度実施事業の実績見込みに基づくものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 施政方針

○議長（湊俊文） 日程第32、令和8年度北広島町予算の提出に当たり、町長より施政方針の申出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 令和8年度施政方針。令和8年第1回北広島町議会定例会に提案しております令和8年度当初予算並びに諸議案の提出に当たり、町政運営についての私の基本的な考え方で、主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。初めに、昨年我が国において初めて女性総理大臣が誕生し、ジェンダー平等で世界的に後れを取っていると言われていた日本にとって、歴史的な出来事となりました。また、時を同じく、広島県におきましても初の女性知事が誕生しました。このことは時代の大きな変革の表れであると感じております。昨今、人口減少、少子高齢化の進展が全国的な課題となっております。そして、このことは将来的にさらに進んでいくことが予想され、我々は、これまでの常識や考え方にとらわれず、今後の社会情勢の変化に合わせた取組をしていかなければなりません。我々も変わっていき、それに対応していかなければならない変革の時代に直面しております。こうした変革の時代の流れに対応すべく、何事にも積極的に挑戦し、明るく元気なまちづくりを目指し、町政運営に取り組んでまいります。国内の情勢でございますが、国によれば、令和8年度は所

得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き国内需要中心の経済成長となることが期待されるとしています。そうした状況を背景に令和8年度の経済見通しにおいては、実質GDP 1.3%程度、名目GDP 3.4%程度、実質成長率は1.3%程度の伸び率が見込まれるとしております。国の令和8年度予算は、閣議決定段階において、122兆3092億円、過去最大の予算額となることが見込まれております。令和8年度の地方財政対策では、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増などを歳出に計上。地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和7年度を上回る額を確保することとし、一般財源総額は対前年度比3.7兆円増の67.5兆円としております。地方財政計画に掲げられている主な項目は、物価高・官公需の価格転嫁への対応、持続可能な地域医療提供体制の確保、地方への人の流れの創出・拡大、農業構造転換集中対策への対応等の地方財政措置が確保されているところであります。広島県における令和8年度施策及び事業の基本的な考え方は、想定を上回るペースで進む人口減少、とりわけ若者の転出超過や長引く物価高、緊迫した国際情勢などの厳しい社会経済情勢においても新しい時代の要請に応え、県民が誇りを持ち続けることができる広島県を目指すとし、人を引きつける地域づくり、県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり、核兵器のない平和な世界の実現を政策の基本方向として各種施策を掲げております。広島県における令和8年度一般会計予算額は1兆1514億円で、対前年度6.6%の増となっております。続いて、令和8年度における町政運営に対する基本姿勢を申し上げます。私にとって町長4期目の初年度に当たる令和7年度、私の町政運営における基本理念である「協働のまちづくり」「持続可能なまちづくり」「明るく元気なまちづくり」を掲げ、6点の重点事項について申し上げましたが、引き続きその理念に基づき取組を進めてまいります。1点目は、DXの推進です。これまで行政手続等に係る電子申請や電子決済などの取組をはじめ、スマート農業や健康ポイント付与に関する実証、保育現場へのICT技術導入、AIによる道路性状調査の事業化など、着実にDXの推進を図ってまいりました。令和8年度においては、積極的なチャレンジを継続していくこととし、暮らしのDX及び行政DXの視点に立ち、町民の皆様の生活の利便性向上を第一に、DXの力をうまく活用しながら、実効性のある町政運営に、より一層取り組んでまいります。2点目は、ゼロカーボントウン実現に向けた取組です。本町は、令和4年8月にゼロカーボントウンを宣言しました。その後、北広島町ゼロカーボントウン推進計画を策定し、国の重点対策加速化事業や地方創生臨時交付金を活用して、再生可能エネルギーの導入や住宅等の省エネ化などの各種事業により、生活の質の向上と地球温暖化対策に取り組んでまいりました。さらに昨年度、本町は国の脱炭素先行地域に選定されました。令和8年度からは国、環境省や関係機関と調整を図りながら本格的に事業に着手し、小水力発電事業を中心に事業を進めてまいります。令和6年度に設立しました北広島町地域エネルギー会社と連携し、エネルギーの地産地消に取り組んでいくほか、本事業により得られた収益を子育て支援の取組に活用することで、子育て施策のさらなる充実にもつなげてまいります。また、ゼロカーボンの実現には、林業分野での取組も必要であります。令和6年度に策定した北広島町新たな森林資源活用ビジョンにより取組を進めてまいります。さらに令和7年度、北広島町地域共生圏コンソーシアムを創設し、森林の集約化構想を策定いたしました。これまで育てきた森林を大切に次世代に引き継いでい

けるシステム構築を目指し、今後、地域の森林の活用と保全を進めてまいります。3点目は、農業分野の取組です。担い手不足、高齢化が進む農業分野において、農地の荒廃を防ぐために、スマート農業が実現できる環境づくりが必要であると考えております。令和8年度から新たに農地整備課を設置し、区画の大規模化や草刈りの機械化、水管理の自動化などが実現できる農地等の整備、再ほ場整備を積極的に推進し、将来にわたり持続可能な農業に取り組むことのできる環境整備を進めてまいります。また、担い手の確保・育成も重要な課題であります。本町においては、これまでも様々な担い手確保や育成に向けた取組を進めてまいりましたが、農業を将来にわたり持続可能なものにしていくためにも、さらなる取組を進めてまいります。4点目は、子育て支援の充実です。現在、国全体において少子化が進んでおり、そのことは本町においても例外ではなく、大きな課題の一つとなっております。国は子育て施策として子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、都道府県と連携し、令和8年度から公立小学校における給食費について1人5200円を上限に支援を行うこと、いわゆる給食無償化を決定いたしました。本町においては、この上限を超える負担について支援を行い、国、県と連携し、小学校における給食費の完全無償化を実現いたします。なお、これまでも実施しております高校生までの医療費の支援につきましても引き続き実施いたします。また、未就学児を持つ子育て世帯へのさらなる支援として、保育施設における保育料、副食費を令和8年9月から無償化いたします。こうした経済的な支援とあわせ、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりや、相談・情報提供の場の確保、さらには現在検討を進めております遊び場の充実、また令和8年4月から開始されます乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」、通園をしていない3歳未満の子どもが利用できる新たな保育制度の実施など、子育てしやすい環境づくりの推進を図ってまいります。5点目は、防災対策です。大雨や地震などにより、近年全国的に頻発化・激甚化している自然災害は、本町においてもいつ起こるか分からないものとなっております。災害に強いまちづくりに向け、国県と連携して河川の流域全体で防災に対応していく流域治水に向けた取組を引き続き進めてまいります。令和7年度において、いつ何時発生するか分からない有事に備え、トイレカー、炊き出しセット、簡易ベッドなどを整備いたしました。令和8年度においても備蓄品等、避難時に必要なものを引き続き整備することとし、目標とする備蓄数の確保に向け、複数年で取組を進めてまいります。さらには拠点的な避難施設の環境の向上を図るため、改修に向けた検討にも着手してまいります。6点目は、若者定住促進対策です。現在、都市計画マスタープランの策定を進めているところでございますが、コンパクトシティの発想に基づき、Uターン・Iターン・Jターンなどを考える若者や子育て世代を呼び込む施策を引き続き検討してまいります。さきに申し上げました子育て支援の充実に係る施策とあわせてSNSなどを通じたPRを実施することで、若者や子育て世代に選んでいただけるまちを目指しながら、受入れのための住環境整備などについても検討してまいります。そのほかとしまして、令和8年度で設立5年目を迎えるまちづくり会社はなえーるについて申し上げます。これまでふるさと納税を中心に地域資源の経済循環の仕組みの確立を目指して、返礼品の商品開発などに力を入れ、事業を展開してまいりました。現在、観光協会との合併を視野に入れ検討を行っているところでございます。この合併により、さらなる組織強化を図ってまいります。また、令和8年度で設立3年目を迎える北広島町地域エネルギー会社ですが、順調に事業を展開しているところであり、今後、本町が脱炭素先行地域に係る事業を本格的に実施していく中で、エネルギーの地産地消をはじめとした各種事業について、町や関係団体と連携しながら積

極的に取組を進めてまいります。続いて、本町の財政状況について申し上げます。本町は、第4次北広島町行政改革大綱に基づき、財政健全化に向けた取組を継続して実施しているところであります。これまでの取組の結果、実質公債費比率や地方債残高の減、突発的な災害への備えとなる財政調整基金の増など、数値的には改善が見られるものもあります。一方で、長期化する物価高騰や老朽化した公共施設への対応、賃上げ、金利上昇などの社会情勢の変化への対応などにより、予算規模、決算規模、一般財源額の増が今後も見込まれ、厳しい財政状況が続くことが想定されます。令和8年度当初予算はこうした財政予測や社会情勢等を踏まえつつも、中長期的な視点に立ち、各種施策が現世代及び将来世代にわたって効果が発揮されるよう、第2次北広島町長期総合計画改訂版、第3期北広島町総合戦略に掲げる事業を着実に実施していくため、財源対策のための基金を活用しつつも、必要な財源を捻出した上で、各種施策を積極的に進めていくことを念頭に予算を編成しております。引き続き、財政健全化に向けた取組を継続し、持続可能なまちづくりに向けた財政運営を進めてまいります。続いて、主要施策の概要について、第2次北広島町長期総合計画改訂版に定める5つの施策分野に沿って、新規事業や拡充事業を中心に主なものについてご説明申し上げます。施策の1つ目は、活力ある産業の創造と成長です。農業・畜産の振興では、農業分野における高齢化、担い手不足への対策として、新規就農総合対策、担い手育成総合支援に引き続き取り組んでまいります。さらに再ほ場整備を実施することで、農業インフラの整備を行い、農地の荒廃防止や農業の省力化など将来にわたり持続可能な環境整備に取り組んでまいります。また、中山間地域等直接支払制度などの農用地の保全に向けた取組の実施や、町内産米のブランド化、販路拡大などを図ってまいります。林業の振興では、森林環境譲与税やひろしまの森づくり交付金を活用し、令和6年度に策定した北広島町新たな森林資源活用ビジョンに基づき、様々な事業に取り組んでまいります。令和8年度から地域おこし協力隊の制度を活用し、活動の幅を広げるほか、新たな担い手の創出を図ってまいります。さらに森林の集約化により、本町の財産である森林を次世代に引き継いでいくためのシステム構築に取り組んでまいります。商工業の振興では、新たに本町への進出が決定した企業に対し、企業立地奨励金による支援を行ってまいります。また、工業団地内の環境整備に向け、千代田地域における危険木の伐採や大朝工業団地内の道路舗装を実施いたします。施策の2つ目は、にぎわいと活気に満ちたまちづくりです。暮らしの基盤となる住環境の充実では、本町における火葬業務について、千代田地域の火葬場慈光苑への集約により、廃止となる芸北地域の火葬場浄寿苑の解体を実施いたします。また、町営・町有住宅の適切な管理・長寿命化事業を実施するほか、町営住宅長寿命化計画の改定に着手をいたします。子どもの健やかな成長を支える環境づくりでは、令和7年度に着手した「子ども第三の居場所」は施設整備を終えた後、令和8年8月に開所いたします。また、未就学児を持つ子育て世帯への新たな経済的支援として、保育料、副食費の無償化を令和8年9月から実施いたします。さらに令和8年4月から全国一斉に開始される乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」に対応するなど、いつでも誰でも受入れができる保育環境の充実を目指してまいります。すべての人への充実した教育、学びの提供では、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国、県と連携し、小学校における給食費の完全無償化を実施いたします。また、学校施設の環境整備に向けて、昨年度から実施しております豊平学園第2校舎改修についても継続して実施してまいります。移住・定住を促すPRと受入れ体制の強化では、若者や子育て世代に選んでいただける町を目指して生活者目線で取材・発信する組織を設立し、地域の魅力を発信する、きたひろ宣

伝部育成事業を実施してまいります。交流を生むまちの魅力づくりと観光振興では、道の駅舞
ロード I C 千代田を伝統芸能が体験・鑑賞できる観光拠点として機能向上に向けた整備を実施
いたします。また施設の劣化が著しい芸北オークガーデンの渡り廊下部分について改修を実施
いたします。スポーツを通じたまちづくりの推進では、老朽化が進んでいる大朝海洋センター
プールの屋根、ろ過機を取替え等の改修を、また、千代田運動公園温水プールのろ過装置等の
改修を実施いたします。施策の3つ目は、安心して元気に暮らせる地域の創出です。健康づく
り・元気づくりの推進では、母子健康事業におきまして、これまで実施しておりました妊婦健
康診査、出産時交通費扶助に新たに妊婦出産時宿泊助成を加え、制度を拡充して実施してい
きます。高齢者福祉の推進では、施設の I C T 導入を実施する町内の老人保健施設に広島県地
域介護総合確保事業の補助金を活用して補助を実施いたします。施策の4つ目は、生活基盤の強
化・強靱化です。情報通信技術の基盤整備と利活用の推進では、引き続き、北広島町 D X 加速
化戦略に基づき、D X の力を活用しながら、町民の皆様の利便性向上など実効性のある取組
を進めてまいります。国が主導するガバメントクラウドについても、円滑な移行を目指して取
組んでまいります。災害や緊急時に強い地域社会の実現では、社会情勢の変化を見据え、より
実効性の高い防災体制を構築していくため、地域防災計画の見直しを行います。また、消防活
動における消防団員の安全を確保するため、新基準活動服等を整備いたします。安全な暮らし
の確保では、家屋浸水被害対策として、普通河川萩原川の河川改修に新たに着手いたします。
施策の5つ目は、住民のための行財政運営です。健全な行財政改革では、公共施設等総合管
理計画に基づき、さきに申し上げました芸北地域火葬場浄寿苑の解体のほか、既に公共施設と
して機能を停止している旧芸北高齢者創作センターの解体を実施いたします。また行政業務包
括委託事業としては、これまで民間に業務を包括委託しておりました学校給食調理等業務、放課
後児童クラブ運営業務に加え、新たに学校用務業務も含めて包括委託による業務運営を実施
いたします。そのほか令和8年度当初予算においては、令和7年度国の補正予算第1号による経
済対策事業として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、さきに申し上
げました小学校給食費無償化、中学校給食費負担軽減対策、保育料・副食費の無償化のほか、
エネルギー価格、食料品等の価格高騰に対応するため、町民の皆様に商品券を配布する地域商
品券事業、施設に直接支援を行う介護施設支援事業、障害者施設支援事業を実施いたします。
以上、令和8年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要施策について概要を説明申し上げ
ました。当初予算の一般会計総額は156億6000万円、令和7年度当初予算、骨格予算と
比較すると、5億6000万円の増額、率にして3.7%の増となりました。世界に目を向け
ますと、各地で発生している戦争、紛争、さらには各国の利権争いにも見える国家間の緊張な
どは、我々の日常生活に暗い影を落とし、広島に住む我々にとっては看過できない出来事も続
いております。また、国内においては頻発する地震や災害、あるいは長期化する物価高騰など
により、我々の日常生活における不安は拭い去ることはできません。我々のこうした不安の解
消に向けて、これから新総理が国において、そして新知事が県において実施される施策に期待
をしつつ、我が北広島町においては、住民の皆様に一番近い地方公共団体という立場で、国や
県、そして町民の皆様と連携しながら、皆様が幸福を感じられるような施策を実施すること
で、「住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい」と思われる魅力あるまちに、未来につな
がるまちを目指して実践してまいります。町民の皆様におかれましては、円滑な町政運営へのご
理解、ご協力をお願いいたします。本定例会にご提案申し上げております予算案をはじめ各種

案件につきまして、十分にご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。終わります。

○議長（湊俊文） これをもって町長の施政方針を終わります。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 20分 休 憩

午後 0時 21分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第31号 令和8年度北広島町一般会計予算から

日程第40 議案第38号 令和8年度北広島町下水道事業会計予算

○議長（湊俊文） 再開します。日程第33、議案第31号、令和8年度北広島町一般会計予算から、日程第40、議案第38号、令和8年度北広島町下水道事業会計予算までを一括議題とします。以上、令和8年度予算関係8議案の提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和8年度予算の概要につきまして一括して説明します。令和8年度予算書、令和8年度一般会計予算をお願いします。議案第31号、令和8年度北広島町一般会計予算です。本案は、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ156億6000万円とするものです。繰越明許費は、第2表において1事業を、地方債は、第3表において借入限度額を7億8620万円と定め、また、一時借入金については借入れの最高額を20億円と定めるものです。次に、令和8年度国民健康保険特別会計予算をお願いします。議案第32号、令和8年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、北広島町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6000万円とするものです。また、一時借入金については借入れの最高額を2億円と定めるものです。次に、令和8年度介護保険特別会計予算をお願いします。議案第33号、令和8年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、北広島町介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7700万円とするものです。また、一時借入金については借入れの最高額を1億円と定めるものです。次に、令和8年度電気事業特別会計予算をお願いします。議案第34号、令和8年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、北広島町電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4700万円とするものです。また、一時借入金については借入れの最高額を1000万円と定めるものです。次に、令和8年度芸北財産区特別会計予算をお願いします。議案第35号、令和8年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、北広島町芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ200万円とするものです。また、一時借入金については借入れの最高額を30万円と定めるものです。次に、令和8年度診療所特別会計予算をお願いします。議案第36号、令和8年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、北広島町診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7500万円とするものです。また、一時借入金については借入れの最高額を3000万円とするものです。次に、令和8年度後期高齢者医療特別会計予算をお願いします。議案第

37号、令和8年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、北広島町後期高齢者医療特別会計の総額を歳入歳出それぞれ4億3800万円とするものです。また、一時借入金については借入れの最高額を2000万円と定めるものです。次に、令和8年度北広島町下水道事業会計予算書をお願いします。議案第38号、令和8年度北広島町下水道事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入の予定額を10億5480万円、収益的支出の予定額を10億5280万円とし、第4条の資本的収入の予定額を1億9330万円、資本的支出の予定額を5億210万円とするものです。第5条において、企業債の限度額を5410万円とし、第6条において、一時借入金の借入限度額を5億円と定め、第7条において、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる経費を、第8条において議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条において、他会計からの補助金の金額を定めるものです。以上、予算議案8件につきましてご審議の上、議決をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって令和8年度北広島町予算関係8議案の提案理由の説明を終わります。以上8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 発議第2号 予算審査特別委員会の設置について

○議長（湊俊文） 日程第41、発議第2号、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。ただいま提案のありました議案第31号から議案第38号までの令和8年度北広島町予算関係8議案については、さきの議会運営委員会において協議がなされ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和8年度北広島町予算関係8議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、予算審査特別委員会委員長に4番、石坪議員、副委員長に11番、敷本議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長に4番、石坪議員、副委員長に11番、敷本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 同意第1号 北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（湊俊文） 日程第42、同意第1号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の82ページをお願いします。同意第1号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について説明します。任期満了に伴い、次の5人の方を北広島町固

定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものです。住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町奥中原255番地6、成瀬哲彦さん、同じく北広島町大朝1585番地1、前川実さん、同じく北広島町川戸4145番地、友田伸江さん、同じく北広島町川戸4383番地、田中正基さん、同じく北広島町阿坂4516番地1、竹村圭司さんです。同意について、よろしくお願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第1号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを採決します。本件については、成瀬哲彦さん、前川実さん、友田伸江さん、田中正基さん、竹村圭司さんを選任することに同意することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第1号、北広島町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意については、成瀬哲彦さん、前川実さん、友田伸江さん、田中正基さん、竹村圭司さんを選任することに同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第43 同意第2号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

○議長（湊俊文） 日程第43、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の85ページをお願いします。同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。任期満了に伴い、次の方を北広島町教育委員会委員に任命することについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものです。住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町海応寺131番地1、大谷美穂さんです。同意について、よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件については、大谷美穂さんを北広島町教育委員会委員に任命することに同意することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、大谷美穂さんを任命することに同意することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、3月18日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 37分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~